

平成26年第11回教育委員会会議録

日時：平成26年5月19日（水）

午後5時開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長 石井雅子
職務代理者 坪井守
委員 松本昭彦
委員 庄山昭子
教育長 石川博之

出席者

教育次長 川合陽一郎
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 國分靖久
教育総務課経理・指導担当副参事（兼）
経理・指導担当主幹・香良洲教育事務所長 家城覚
教育総務課教育財産管理担当副参事
（兼）施設担当副参事 小林雅治
教育総務課給食担当副参事
（兼）中央学校給食センター所長 土性智樹
教育総務課給食担当副参事 丸山美由紀
学校教育課長 森昌彦
教育研究支援課長（兼）教育研究所長 土性孝充
人権教育課長 外岡博明
生涯学習課長（兼）津城跡整備活用
推進担当副参事 野田剛史
生涯学習課青少年担当副参事
（兼）青少年センター所長 中谷初男
生涯学習課公民館事業担当副参事
（兼）中央公民館長 竹内正巳
津図書館長（兼）津図書館図書事務長 高橋祥公
久居教育事務所長 尾市厚子
安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長・
芸濃教育事務所長・美里教育事務所長 松本秋伸
白山教育事務所長（兼）
一志教育事務所長・美杉教育事務所長 滝加寿代

石井委員長 それでは、平成26年第11回教育委員会を開催いたします。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、議案第21号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて、議案第22号 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について、議案第23号 工事請負契約について（神戸小学校）、議案第24号 工事請負契約について（一志中学校）、議案第25号 工事請負契約について（白塚小学校）、議案第26号 工事請負契約について（一身田中学校）、議案第27号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、議案第28号 津市いじめ対策会議条例の制定について、議案第29号 社会教育委員の公募委員の選考結果について、9件の議案について、ご審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

石井委員長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第21号から議案第29号の議案9件です。議案第22号から議案第29号までの議案8件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

石井委員長 それでは、議案第22号から第29号までの議案8件につきましては、非公開と決定します。

議案第22号 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について

議案第22号 非公開で開催

議案第22号 原案可決

議案第23号 工事請負契約について（神戸小学校）

議案第23号 非公開で開催

議案第23号 原案可決

議案第24号 工事請負契約について（一志中学校）

議案第24号 非公開で開催

議案第24号 原案可決

議案第 25 号 工事請負契約について（白塚小学校）

議案第 25 号 非公開で開催

議案第 25 号 原案可決

議案第 26 号 工事請負契約について（一身田中学校）

議案第 26 号 非公開で開催

議案第 26 号 原案可決

議案第 27 号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

議案第 27 号 非公開で開催

議案第 27 号 原案可決

議案第 28 号 津市いじめ対策会議条例の制定について

議案第 28 号 非公開で開催

議案第 28 号 原案可決

議案第 29 号 社会教育委員の公募委員の選考結果について

議案第 29 号 非公開で開催

議案第 29 号 原案可決

石井委員長 それでは公開事案の審議に入ります。議案第 21 号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第 21 号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて、説明させていただきます。本審議会の委員につきましては、お手元の資料の一番最後でございます、津市通学区域審議会条例第 4 条第 1 項に基づき 2 年の任期となっておりますが、年度が改まり委員の退職等により委嘱替えをお願いするもので、委員の任期は同条例第 4 条第 1 項但し書きにより、前任者の残任期間、平成 26 年 12 月 23 日までとなっております。委員の候補としまして、資料の 1 ページ「津市通学区域審議会委員（案）」を御覧ください。委嘱替え委員の内訳ですが、委員は新任、継続を含めまして、15 名で構成をされておりますが、名簿中 4 名の委員が委嘱替えの候補となっております。委嘱替え委員の内訳としましては、その次の資料 2 ページ「津市通学区域審議会委員 平成 26 年度委嘱替え委員新旧対照法」を御覧ください。職務上の理由で、任期満了し交代した委員に替わり、幼稚園長 1 名、中学校長 1 名、PTA 役員 2 名の推薦を受けております。今回の

委嘱替えにより、委員の構成等は特に変更はございません。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いします。

石井委員長 説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

松本委員

松本委員 直接、委員のことではないんですが、津波とか災害の予想が更新されたと思うんですけども、それに関わって通学区域の見直しみたいなものはあり得るのでしょうか。

学校教育課長 委員は、委嘱替えをすることによって、第1回目の審議会をいつするかというのは未定なんですけれども、そういった事も含めて審議がされるかとは思いますが。

松本委員 審議会の中でそういうことも話す事もあり得るということですね。

学校教育課長 あり得ると思います。

石井委員長 そういう内容も審議会の中で提案していただきたいと思います。他に御意見等ございませんか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第21号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第21号 津市通学区域審議会委員の一部委嘱替えについて、原案どおり承認することとします。

石井委員長 それでは審議に入ります。会議の冒頭で決定しましたとおりここからは、非公開とします。それでは、議案第22号 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事

教育事務調整担当参事 議案第22号 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,784万9千円を追加し、歳入歳出の総額を107億618万1千円としようとするものでございます。資料の5ページを御覧ください。3段目になりますけれども、歳出 第10款 教育費、第1項 教育総務費、教育振興費は、310万円の計上で、教育総合支援事業、250万円の計上は県の委託事業であります小学校における英語コミュニケーション力向上事業に係ります講師謝金及び消耗品費が主なものでございます。6ページをお願いいたします。人権教育関係事業60万円の計上は、同じく県の委託事業であり、子ども支援・ネットワーク構築事業に係る講師謝金及び消耗品費が主なものでございます。続きまして第3項 中学校費 学校管理費 学校施設維持補修事業は1,474万9千円の計上で、本年2月の橋南中学校の火災復旧に係る本格工事につきまして、平成26年度予算からの執行をいたしますことから、繰り戻しをしようとするものでございまして、工事請負費が主なものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査の程宜しくお願いたします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問はございませんか。

坪井委員

坪井委員 教育総務費の310万円の英語の関係予算は単年度予算だと思うのですが、事業は何年間の継続事業でしたか。予算と関わらないかもしれませんけれども。

石井委員長 教育研究支援課長

教育研究支援課長 県からの委託の事業になっておりまして、この事業については250万の委託金ということで、事業そのものは単年度で受けております事業です。

石井委員長 坪井委員、よろしいでしょうか。

坪井委員 その先の見通しというか。どういう形でやっていこうとしているのか。

教育研究支援課長 大きくは国の方で将来的に小学校で英語科を教科化するとか、

3年生から始めるとか、そういったことも県の方では見通して、本市の中でこの事業は朝陽中学校の校区で受けていくんですけれども、新たにALTを配置しまして、Englishルームであるとか、子どもたちがもっと普段から英語に親しめるような環境づくりですとか、また、ホニックスという教材を用いまして、英語の表記と発音が一体となったような表記で指導を試みることでありますとか、またはブロック等を使って英語コミュニケーション力を図るというようなことを見返して予算をいただいております、この結果をみて、そういう英語の環境を学校の中にどのようにつくるかという一つの先進例がここで出来ると思いますので、本市として例えば小中一貫教育で英語教育に今後力を入れていくところとか、そういったところへは、またここでの成果を発表したいと、そういったことで、取り入れられるところを取り入れて行きたいなということは考えております。

坪井委員 中身が悪いということではないのですが、見通しなくやってしまうと、予算が切られた後いつもそういう問題が出てくるんですよね。ですから、予算の説明と同時に、この事業をどういうふうにしていくかということを立て的に捉えていかないと。予算の説明と同時に、どういうふうに津市としては英語教育を進めるかということをついつも連動した形で進めていかないと、来年付きませんよとなったら、困ってしまいます。中身的には分かりました。

石井委員長 他によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第22号 平成26年度津市一会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第22号 平成26年度津市一般会計補正予算（第1号）＜教委所管分＞について、原案どおり承認します。

石井委員長 次に、議案第23号 工事請負契約について（神戸小学校）、事務局より説明をお願いします。

教育総務課教育財産管理担当副参事

教育総務課教育財産管理担当副参事 議案第23号 工事請負契約(神戸小学校)について、説明させていただきます。議案書及び次のページの参考1を御覧ください。工事名、平成26年度営教総補第6号津市立神戸小学校大規模改造(第三期)工事につきましては、この5月9日に入札がありまして、落札人が決定しましたので、落札人、安濃建設(株)、2億8,797万6,600円で契約をしようとするものでございます。参考3から4を御覧ください。配置図と平面図でございます。これまで行ってきました大規模改造工事の3年目に当たります。今回の工事をもちまして、神戸小学校の中は大規模改造工事は完了となります。次に工事の概要としましては、エレベータの設置による昇降機等の増築及び昇降口、特別教室棟、給食棟の全部の内装改装、及び設備等の改修を行う内容です。また、工事関連につきましては、以下の議案全てそうなんですけれど、全て建設部営繕課が行います。以上でございます。御審査の程よろしく申し上げます。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

庄山委員

庄山委員 エレベーターのことが昇降機、給食ではなくて、児童が載って上がったたり降りたりするエレベーターのことですか。

教育総務課教育財産管理担当副参事 人用のものです。

庄山委員 それというのは、特別な何か。全ての学校にというわけでもないと思いますが。今後の予定としては。

石井委員長 今後の予定はについて、施設担当副参事お願いします。

教育総務課教育財産管理担当副参事 今後の予定につきましては、基本的には大規模改造工事をする学校には昇降機を付ける予定です。

石井委員長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、御異議なきようですので議案第23号 工事請負契約(神戸小学校)について、原案どおり承認することとします。

各委員 異議なし。

石井委員長 次に、議案第24号 工事請負契約（一志中学校）について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課教育財産管理担当副参事

教育総務課教育財産管理担当副参事 議案第24号 工事請負契約（一志中学校）について、説明させていただきます。議案の次のページの参考1を御覧ください。工事名 平成26年度営教総補第8号津市立一志中学校大規模改造（第一期）工事につきましては、去る5月9日に入札がありまして、落札人、草深林業株式会社と3億1,369万8千960円で契約を締結しようとするものです。次のページの参考3から4を御覧ください。配置図と平面図です。一志中学校につきましては、合併20事業の一つでもありますとともに、大規模改造工事を昨年度から3カ年3期に分けて改修を行う予定でございます。工事の概要につきましては、昇降機棟の増築と、管理棟及び普通教室棟のⅢの部分の内部の改装及び外部の改装、それと設備の改修を行う予定です。以上で説明を終わります。宜しく御審査の程をお願いします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問はございませんでしょうか、

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは議案第24号 工事請負契約（一志中学校）について、原案どおり承認する事としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第24号 工事請負契約（一志中学校）については、原案どおり承認します。

石井委員長 次に、議案第25号 工事請負契約（白塚小学校）について、事務局より説明をお願いします。

教育総務課教育財産管理担当副参事

教育総務課教育財産管理担当副参事 議案第25号 工事請負契約（白塚小学校）

について、説明させていただきます。議案の次のページ、参考1を御覧ください。
工事名 平成26年度営教総補第7号 津市立白塚小学校大規模改造（第三期）
工事につきましては、去る5月9日に入札が行われ、落札人、株式会社アイケー
ディと3億2,101万4,880円で契約を締結しようとするものです。続いて
参考3から4を御覧ください。配置図と平面図になります。白塚小学校におい
てこれまで行ってきました大規模改造工事の3年目に当たりますので、今年度で
完了となります。また、工事の概要といたしましては、普通教室・特別教室棟、
給食室のこの棟の全部の内装を改装及び外部の改装と、給湯設備等の改修を行う
内容になっています。以上で説明を終わります。御審査の程宜しくお願ひします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございません
か。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第25号 工事請負契約（白塚小学校）について原
案どおり承認することとして、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第25号 工事請負契約（白塚小学
校）については、原案どおり承認します。

石井委員長 次に議案第26号 工事請負契約（一身田中学校）について、事務
局より説明をお願いします。

教育総務課教育財産管理担当副参事

教育総務課教育財産管理担当副参事 議案第26号 工事請負契約（一身田中学
校）について、説明させていただきます。議案の次の参考1を御覧ください。工
事名 平成26年度営教総補第9号 津市立一身田中学校大規模改造（第三期）
工事につきましては、去る5月9日に入札が行われ、落札人、日本土建株式会社
と4億1,015万5,920円で契約を締結しようとするものです。参考の3
から4を御覧ください。一身田中学校もこれまで行ってきました大規模改修工事
の3年目に当たりますので、今年度事業の完了となります。また、工事の概要に
つきましては、昇降機棟の増築及び特別教室棟の全部の内部の改装、外部の改装
及び設備等の改修を行うものです。以上で説明を終わります。御審査の程宜しく
お願ひします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等ございませんか。
庄山委員

庄山委員 感想ですけれども、この請負人の入札業者が改札の結果が非常に上手く分かれたなど。感想ですけど。

石井委員 他、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 議案第26号 工事請負契約（一身田中学校）について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第26号 工事請負契約（一身田中学校）については、原案どおり承認します。

石井委員長 次に、議案第27号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 議案第27号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について説明させていただきます。資料の1ページを御覧ください。いじめ防止対策推進法が制定されまして、その後の事を受けて、いじめ防止の対策につきましては、先日御協議をいただいたところです。どうもありがとうございました。今度の定例会の方に条例を議題として提案をしたいというものです。まず、第1条のところを御覧ください。いじめ防止対策推進法の第14条の第1項の規定に基づきまして、津市いじめ問題対策連絡協議会の設置条項です。それから、第2条の所掌事務ですが、これは、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するということと、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るという所掌事務を第2条として挙げております。第3条につきましては、協議会の委員の人数等を規定しておりまして、20名以内で組織すると、そして、委員は次の(1)から(4)まで記載がありますが、そういう者の内から教育委員会が委嘱し又は任命するという形です。それから、第4条ですが、委員の任期につきま

しては、2年とし、もし補欠が生じた場合には、前任者の残任期間を任期とします。また、再任は妨げないというふうにいたします。それから、この第4条のところで、実は、今日津市長を通じまして法務の方から意見をいただきまして、事務局で協議をいたしましたところ、第3項を追加するということになりました。資料には記載が間に合っていないくて申し訳ありませんが、第3項として、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするという、いわゆる守秘条項を付け加えたいと思っております。申し訳ございません。掲載が間に合っていないくて御迷惑をおかけしますが、第3項にそれを追加します。それから第5条のところでは、会長、副会長をそれぞれ1人を互選で定めることを記載してあります。第6条のところですが、半数以上の出席で成立というふうに載せさせております。また、議事につきましては過半数、同数の時には議長の決するところに依るという規定です。第7条でございますが、意見の聴取ということで、協議会は必要と認める時には、関係者等に対して議会に出席を求めて、意見を聴けるという条項を定めてあります。また、資料の提出を求めることもできるということです。第8条の庶務ですが、教育委員会事務局において庶務をいたします。また、委任第9条のところでございますが、条例に定める事その他、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定めるという形にしています。附則としまして、7月1日からの施行というふうにさせていただいています。以上でございます。宜しくお願いします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

坪井委員

坪井委員 何度か読んで、その時は分かったつもりでいるのですが、また改めて見てみると、何の会議だったかというのはまだしっかり頭に入っていないんですよ。津市いじめ問題対策連絡協議会と次に出てくる津市いじめ対策会議の違いがよく分からない。分からないという失礼かもしれませんが、つまり未だ私自身が理解が出来ていないということ、それが一つ。それから、こういった会議の庶務についてですが、細かく書く必要はないですが、今、課長が言っている教育研究支援課が実際的にやられるということですか。

教育研究支援課 所管課としては、教育研究支援課が担当しているという形です。

坪井委員 いじめの問題というのは、広い視点から見ていくということですが、教育研究支援課でいいとは思いますが、やっぱり事務局内のいろんな部署から集まった方がいいかなと思います。どうしても学校サイドだけの部分が多いので、

その辺は初歩の段階からいろんな視点から見られるような組織にしていく必要があるのではないかとその辺を危惧しています。

石井委員長 他によろしいでしょうか。

坪井委員 参考までに。3ページの主な内容の所掌事務の津市いじめの次の「問題」文言が抜けているのでしょうか。

教育研究支援課長 はい。津市いじめ問題対策連絡協議会です。

石井委員長 坪井委員。

坪井委員 それでは、もう一度3ページ1番の制定理由の2行目、対策推進法の規定2だそうです。

教育研究支援課長 はい。

石井委員長 他に御意見等よろしいでしょうか。次にまた、いじめの方になりますので、質問があればその時でもかまいません。

それでは、議案第27号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第27号 津市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、原案どおり承認します。

石井委員長 次に議案第28号 津市いじめ対策会議条例の制定について、事務局より説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 議案第28号 津市いじめ対策会議条例の制定について、説明させていただきます。お手元の資料1ページを御覧ください。まず、先程と同じように、教育委員会の諮問機関といたしまして、津市いじめ対策会議を制定するために、条例案を第2回定例会の方に提出をいたしたいというものです。まず条例の第1条のところですが、この会はいじめ防止対策推進法の第4条第3項に

基づいて策定をいたします。この対策会議は、所掌事務第2条のところですが、二つございます。まず(1)のいじめの防止等の対策に関する事項ということで、いじめ防止を図るための話し合いをするというのが一つです。もう一つが、法第24条及び第28条第1項の規定による調査、これは実際にいじめが発生して、学校からの報告を受けて、この会議に諮問するとなりました時にその調査を行う、特に28条第1項に基づく場合は重大事態になっているという状況の時です。第3条は、人員のことでございますが、委員は10名以内と考えております。第2項の(1)から(3)の者の内から教育委員会が委嘱し、または任命するという形でございます。第4条では任期は2年、欠員が生じた場合は任期は残任期間、再任は妨げない。そして、第4条第3項に、先程の議案第27号の時に言いましたものと同じ項目があります。ここにはあらかじめ守秘義務のことはうたっております。資料の2ページを御覧ください。第5条から9条に至りましては、先程の第27号議案と会議の名前以外のところは、同じ考え方で条項がつくっておりますので、この説明は時間の都合で省かせていただきます。以上で説明を終わります。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、委員の皆様、御質問等はありませんか。

石井委員長 私から一つよろしいでしょうか。いじめ対策会議条例に、第4条の3に、「委員は、職務上知り得た秘密を」と書いてあるんですが、これは具体的に個人情報とか、いろいろ書かなくてもいいんでしょうか。「秘密」という表記でいいんでしょうか。

教育研究支援課長 これは、法務の方等が見ていただいた結果がこの形で、健康福祉部の方から出されますもう一つの条例案がございますが、そのことも文言は合わせてあるような状況なんですけれども。

石井委員長 分かりました。ありがとうございました。他にございませんか。

石井委員長 この前の流れの表はないんですけれども、流れの表はよかったですか。

石川教育長 その中身は。

石井委員長 何か起きた時の流れのようなものは。

石川教育長 それは、今回の方に、前、基本方針というのがあって、ああいうところに記載がしてあります。

石井委員長 それでは、議案第28号 津市いじめ対策会議条例の制定については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、御異議なきようですので、議案第28号 津市いじめ対策会議条例の制定については、原案どおり承認します。

石井委員長 次に、議案第29号 社会教育委員の公募委員の選考結果について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長 議案第29号 社会教育委員の公募委員の選考結果について説明させていただきます。現在社会教育委員、15名で全員の任期が本年の7月19日に満了することから、新たな社会教育委員の選考が必要となっております。その内3名を、他の委員に先だつて公募により委員の決定をし、その承認をお願いしようとするものです。資料の1ページを御覧ください。前回、広く市民からの意見を社会教育情勢に反映させるため、公募による3名を募集しました。2ページにございますように、11名の応募がありました。去る4月30日に津市社会教育委員選考会議を開催いたしましたところ、選考結果の欄のとおり横山勝代様、綺堂杏美様、井澤淑子様を公募委員として決定したところです。決定に当たっての審査の得点の集計結果等を参考の資料として載せさせていただきました。委員の一人一人につきましては、詳細は御説明を省かせていただきますが、若干報告をさせていただきます。横山様につきましては、旧美杉村で職員をされておりました。現在は、同じく美杉町内の下之川区で役員をされておられます。綺堂様につきましては、もとFM三重パーソナリティーで、現在はフリーアナウンサーです。井澤様につきましては、旧津市社会教育課で実施しておりました、ときめきゼミナールの企画委員で現在は、高田短期大学育児文化研究センター非常勤職員でいらっしゃいます。本日の教育委員会で御承認いただきまして7月20日からの新委員として、他の委員とともに改めて委嘱を行わせていただきたいと思いますと考えています。なお、今回の募集委員3名以外の委員については、現在私ども事務局の方で、検討及び段取りをさせていただいているところです。案がまとまりましたら、改めて教育委員会にお諮りし、御承認をいただきたいと思いますと考えております。

以上で説明を終わります。宜しく御審査の程お願いします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。委員の皆様御質問等ございませんか。

石井委員 議案第29号 社会教育委員の公募委員の選考結果について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、御異議なきようですので、議案第29号 社会教育委員の公募委員の選考結果について、原案どおり承認します